

相模原市・藤野町合併協議会

第2回合併協議会を開催

平成17年5月26日(木)午後1時から、藤野町の神奈川県立藤野芸術の家クリエーションホールにおいて、第2回相模原市・藤野町合併協議会を開催しました。

協議会では、合併の基本4項目のうち、「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の位置」の3項目(「合併の方式」は第1回協議会で原案のとおり決定済)と、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るため作成される「合併市町村基本計画の作成方針」について協議が行われました。議事の内容については、次のとおりです。



協議事項

協議第6号 合併の期日について

原案のとおり決定

合併の期日は、平成18年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成19年3月31日までの間のいずれかの日とする。

主な意見

藤野町委員

1市4町合併を最終の目標として進めている中、合併の期日については、相模原・津久井地域合併協議会と歩調を合わせるべきであり、本日は決定せず継続協議としてほしい。

藤野町委員

合併の期日は、すべての協議事項が協議され、合意された上で成り立つものとする。本日、期日を決めるのは適切ではないと思うので配慮願いたい。

相模原市委員

合併の期日は、是非設けるべきだと思う。会議を進行していく中、一つの目標を定めることは必要である。しかも、協議議案はある程度を含みを持った形で提案されている。本日、是非決めていただきたい。

藤野町委員

「合併をする場合にどうしましょうか」ということで、皆さんがこの会議に会していると思うので、目標をもち、期日を定めて協議を進めていくのが妥当と考える。是非とも期日を定めて進めてほしい。

相模原市委員

合併の期日を決めないで、延々と協議をするというようなことでは困るので、一定の期日は原案のとおり示して進めるべきである。

事務局

今後、合併市町村基本計画を作成することとなるが、その際、財政計画も作成する予定である。合併の期日の目標がない状態では、作成作業を進めることが難しい。また、本日の議案は、ある程度の範囲ということで提案させていただいている。実際に何月何日に合併するということは、1市3町の合併協議の状況等を見た上で、改めて、この協議会で決定していただくことになる。

牛山アドバイザー

合併の期日を定めて、それまでにどのような手続きや段取りが必要かを協議していくこととなる。他の自治体の合併協議会の例でも、合併の

期日や合併の方式など、合併の基本4項目は、冒頭で協議・決定してから、合併に向けて必要な協議を一つ一つ重ねていくという段取りになっていると思う。やはり手続き的には、合併の期日を定めてから進めなければ、合併市町村基本計画の作成が困難になる。

協議第7号 新市の名称について

原案のとおり決定

新市の名称は、相模原市とする。

協議第8号 新市の事務所の位置について

原案のとおり決定

新市の事務所の位置は、相模原市中央2丁目11番15号(現在の相模原市役所の位置)とする。

協議第9号 合併市町村基本計画の作成方針について

原案のとおり決定

合併市町村基本計画の作成方針

1 合併市町村基本計画の趣旨等 合併市町村基本計画の趣旨、構成及び期間は次のとおりとする。

(1) 計画の趣旨

相模原市と藤野町が合併した場合の新市のまちづくりを総合かつ効果的に推進するための基本方針を定め、これに基づいた事業を推進することにより、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に寄与するとともに、市民福祉の一層の向上を図るため作成する。

(2) 計画の構成

新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、基本方針に基づく具体的な施策、財政計画などを中心として構成する。

(3) 計画の期間

計画の期間は、合併年度の翌年度から平成27年度までとする。

2 作成にあたっての基本的な視点 合併市町村基本計画の作成にあたっては、次の視点により取り組むものとする。

(1) 地域全体の将来像の考慮

津久井郡4町は、広域行政組合を組織してごみ処理や消防業務を共同で行うなど、地理的、歴史的に一体感が強く、相模原市と津久井郡4町も図書施設の相互利用や広報紙の相互掲載などの広域的な連携を行っている。また、相模原市と藤野町の間には城山町、津久井町及び相模湖町が位置しており、

相模原市とこの3町は別に法定合併協議会を設置して合併に関する協議を進めている。

こうした経緯を踏まえ、相模原市と藤野町が合併した場合の合併市町村基本計画を協議するにあたっては、城山町、津久井町及び相模湖町を含めた1市4町を一体の地域として捉え、地域全体の将来像や、まちづくりのあり方を検討した上で検討する。

(2) 各市町の地域資源の活用とまちづくりの継承

各市町の持つ地域資源を活用し、それぞれが取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考え方に立ち、各市町の総合計画を反映し作成する。

(3) 相模原・津久井地域合併市町村基本計画との整合と連携

相模原市と津久井郡4町を一体の地域として捉えた上でまちづくりのあり方を考える必要があることから、相模原・津久井地域合併協議会で同時期に作成されることとなる、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町が合併した場合の合併市町村基本計画と整合を図り、連携して作成する。

(4) 相模原市・津久井町・相模湖町新市まちづくり計画との整合

相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町は、すでに「新市まちづくり計画(新市建設計画)」を作成し、平成18年3月20日に合併することとして県知事への合併申請も済んでいることから、この新市まちづくり計画との整合を図る。

(5) 「まちづくりの将来ビジョン」の反映

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町は、平成16年4月に任意の合併協議会を設置し、合併した場合のまちづくりの方向性等を「相模原・津久井地域まちづくりの将来ビジョン」としてまとめたが、藤野町においてもこのビジョンを基本として、1市4町が合併した場合の藤野町地域のまちづくりを「ふじのまちづくり将来ビジョン」としてまとめている。

合併市町村基本計画は、この2つのビジョンを参考とし作成する。

(6) 住民意見の反映

計画作成にあたっては、住民の意見を反映させるため、案の段階から広く住民の意見を聴取し、これを考慮した上で決定する。

合併市町村基本計画の作成における地域全体のまちづくりの検討について

相模原・津久井地域合併協議会及び相模原市・藤野町合併協議会でそれぞれ協議される合併市町村基本計画は、相模原市及び津久井郡4町を一体の地域として捉えて検討する必要がある。また相互の整合を図る必要があります。このことから、各計画の作成に先立ち、地域全体の将来像やまちづくりの考え方などについて整理し、1市4町が合併した場合の将来像等を示すとともに、共通の考え方としてそれぞれの計画に反映させることにより、相互の整合を図るものとします。

